

令和2年度 大村市 “ふっこう” プレミアム商品券事業 約 款

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 大村市、大村商工会議所（以下、「商工会議所」という。）、大村市商店会連合会（以下、「市商連」という。）及び大村銀行協会（以下、「銀行協会」という。）及び（一社）大村市観光コンベンション協会（以下「コンベンション協会」という）及び大村市内郵便局（以下「郵便局」という）は「大村市ふっこうプレミアム商品券事業実行委員会」（以下、「実行委員会」という）を組織し、新型コロナウイルス感染症の拡大により、イベント自粛や外出自粛で、停滞している市内の経済状況を緊急に支援し、商店街等での販売促進など地域における消費活動を喚起し、地域経済の活性化を図るために、プレミアム付き商品券「大村市 “ふっこう” プレミアム商品券事業」を行う。

(実施主体)

第2条 商品券の発行者は、大村市、商工会議所、市商連、銀行協会、コンベンション協会及び郵便局で組織する実行委員会とする。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、令和2年6月4日から令和3年2月28日までとする。

(発行総額等)

第4条 商品券の総額は概ね3億9000万円とする。

2 発行総額のうち、販売総額は概ね3億円とし、その30%分を上乗せ方式のプレミアム分とする。

(商品券の発売内容)

第5条 発行する商品券は、1枚額面500円券の26枚綴りを1セットとして発売する。

(券面表示事項)

第6条 商品券に次の事項を記載する。

- (1) 発行団体
- (2) 商品券の種類と利用店舗の範囲
- (3) 利用可能な金額、事業所、期間、商品
- (4) 偽造防止を施した商品券に通し番号
- (5) つり銭対応
- (6) 紛失、盗難等の免責
- (7) 約款の存在

第2章 商品券の発売

(購入対象者)

第7条 商品券の購入対象者は、大村市民とする。

(販売限度額)

第8条 商品券発売後8月6日迄は購入者1人（1世帯）（引換券1通）に対し、商品券3セットまで販売できるものとし、8月8日以降については引換券がない場合も5セットまで販売できるものとする。

但し、期間内であっても予定数量に達した時点で販売を終了する。

(販売所等)

第9条 商品券の販売は、発売日（7月23日）から7月25日まではボートレース大村（2万セット）、7月28日から8月6日（平日）までは、大村市内の郵便局（簡易郵便局を除く）（1万セット）で販売する。在庫の限り、8月8日から8月9日までは、大村市コミュニティセンターで販売する。

(販売期間)

第10条 商品券の販売期間は、令和2年7月23日から令和2年8月9日までとする。但し、期間内であっても予定数量に達した時点で販売を終了する。

2 発売時間は、第9条に記載したボートレース大村、大村市コミュニティセンターでは、10時から15時までとする。郵便局では、平日9時から16時までとする。

(発売周知)

第11条 発売周知は、次の方法とする。

- (1) 大村市広報誌、ホームページ
- (2) 大村商工会議所広報誌、商品券事業専用ホームページ
- (3) ポスター、新聞折込チラシ、タウン誌広告
- (4) その他

第3章 商品券の利用

(有効期間)

第12条 商品券の利用期間は、令和2年7月23日から令和2年9月30日までとする。利用期間を経過した商品券は無効とする。

(利用限度額)

第13条 商品券の利用は、1回あたり10万円を限度とする。

(商品券の種類と利用事業所)

第14条 商品券は26枚綴りで、種類は、「飲食店専用券」（6枚）、「地元商店専用券」（10枚）、「参加全店共通券」（10枚）で構成される。

2 商品券を利用できる事業所は、第21条による登録事業所とし、利用できる商品券は下記のとおりとする。
飲食店専用券：「飲食店」または「喫茶店」の営業許可を所持しており、店内で飲食ができる店舗
※但しイトインのスペースを設けているスーパーやコンビニ等は除く
※持ち帰り専門店を除く

地元商店専用券：①上記の「飲食店専用券」使用対象店舗、②経営する本社（個人の場合は自宅住所）が大村市内に所在する店舗、③大村市商店会連合会の加盟店舗

参加全店共通券：上記2種類の商品券使用対象店舗を含む、その他の参加登録店舗全店

(対象商品等)

第15条 商品券は、商品券を取り扱うことのできる事業所（以下「加盟店」という。）が取扱う商品及びサービス等について使用できるものとする。ただし、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 商品券、ビール券、図書券、官製はがき、切手、印紙、プリペイドカードなどの換金性の高いもの
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- (3) 遊技場等
- (4) 出資や債務の支払い
- (5) 国や地方公共団体等への支払い（保険対象の医療費等を含む）
- (6) 取扱店舗が指定する商品券利用除外商品等

(つり銭)

第16条 つり銭は支払わないものとする。

(紛失等の責務)

第17条 利用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は利用者の責務とする。

(不正利用の損害)

第18条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害金の全部を申し受けるものとする。

(未使用の商品券)

第19条 利用者が購入した未使用の商品券の払い戻し、返金対応は出来ない。

第4章 加盟店

(加盟店の募集)

第20条 加盟店の募集の周知は大村市及び商工会議所の広報誌、新聞折込チラシ等によるものとする。

(加盟店の登録資格)

第21条 加盟店は反社会的勢力でなく、市内に事業所を有するものであって、第15条の要件を満たす事業所とする。

(加盟店の登録手続き)

第22条 加盟店の登録手続きを希望する事業所は、大村市“ふっこう”プレミアム商品券事業申請書(様式第1号)を提出し、実行委員会の承認を得るものとする。

- 2 実行委員会は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が登録資格を有すること及び利用できる商品券の種類を確認の上、当該申請者に大村市“ふっこう”プレミアム商品券事業登録証明書(様式第2号)を発行し、加盟店ポスター(A3判)及び利用できる商品券を記した加盟店証(A4判)を支給する。

(登録料/換金手数料)

第23条 加盟店登録料及び商品券の換金手数料は、無料とする。

(売上代金の振込金融機関及び振込手数料)

第24条 加盟店は、売上代金の振込口座を、原則として下記の金融機関の市内店舗に開設し、様式第1号により届出るものとする。

(株)親和銀行

(株)十八銀行

(株)長崎銀行

九州ひぜん信用金庫

たちばな信用金庫

農業協同組合

- 2 加盟店へ売上代金を振込む際の振込手数料は、実行委員会が負担する。

(換金依頼書提出期限)

第25条 利用者から受け取った商品券の換金依頼書(様式第3号)提出期間は令和2年8月3日から令和2年11月13日までとし、提出期間を過ぎた商品券は無効とする。

(換金方法)

第26条 加盟店が商品券を換金する場合の窓口は、大村市本町458-2 プラットおおむら1階 実行委員会「商品券換金会場」とする。

- 2 加盟店の換金依頼期間は、下記期間の10時~16時とする。【 】内は振込予定日
8月3日~8月7日【8月17日】、8月17日~8月21日【8月28日】

8月31日～9月4日【9月11日】、9月14日～9月18日【9月30日】

9月28日～10月2日【10月9日】、10月12日～10月16日【10月23日】

11月2日、4日～11月6日【11月13日】、11月9日～11月13日【11月20日】

- 3 加盟店は、使用済商品券を、大村市“ふっこう”プレミアム商品券事業登録証明書（様式第2号）の許可された利用商品券の種類（飲食店専用券、地元商店専用券、参加全店共通券）を確認し、商品券の種類（飲食店専用券、地元商店専用券、参加全店共通券）ごとに仕分けし、50枚以上の場合は、50枚単位にまとめて、換金依頼を行うものとする。
- 4 加盟店は、実行委員会登録受付換金会場（大村市本町458-2 プラットおおむら1階）に大村市“ふっこう”プレミアム商品券事業登録証明書（様式第2号）、大村市“ふっこう”プレミアム商品券事業換金依頼書（様式3号）、及び裏面に登録店舗スタンプを押印した使用済み商品券を持参する。
- 5 実行委員会は、大村市“ふっこう”プレミアム商品券事業登録証明書（様式第2号）の加盟店の確認及び許可された利用商品券の種類（飲食店専用券、地元商店専用券、参加全店共通券）と枚数を確認し、大村市“ふっこう”プレミアム商品券事業換金依頼書（様式3号）との照合を行い、大村市“ふっこう”プレミアム商品券事業換金受領書を加盟店に発行する。

（加盟店の責務）

第27条 加盟店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 配布された加盟店証（利用できる飲食店専用券取扱店、地元商店専用券取扱店、参加全店共通券取扱店が明示された加盟店証）及び加盟店ポスターを利用者の見やすい場所に掲示すること。
- （2） 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行うこと。
- （3） 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、大村市“ふっこう”プレミアム商品券事業登録証明書（様式第2号）で、許可された利用商品券（飲食店専用券、地元商店券、参加全店共通券）であるかを確認し、利用できない商品券の受け取りを拒否すること。
- （4） 利用者から受け取った商品券には、裏面に事業所印を押印すること。
- （5） 他事業所印のある商品券は、受け取りを拒否すること。
- （6） 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに実行委員会に申し出ること。
- （7） 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- （8） 実行委員会が本事業に関して調査等を行うときには、協力すること。
- （9） 本約款に定める規則を遵守すること。

（加盟店資格の喪失等）

第28条 第13条、第15条、第16条及び前条の各号に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、加盟店登録の取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

（紛失等の責務）

第29条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は加盟店の責務とする。

（届出事項の変更）

第30条 加盟店は登録事項に変更があったときは、速やかに実行委員会に届出るものとする。

第5章 雑 則

（返還請求等）

第31条 商品券を購入した者が不正等を目的として、次のことを行った場合は、プレミアム相当額の返還請求をし、実行委員会で審議し決定した処置をとることができる。

- （1） 商品券を他人に売却し、利益を得ること。

- (2) 商品券を担保に供し、又は質入れすること。
- (3) 加盟店自らの商品仕入等に利用すること。
- (4) その他商品券の目的に反すること。

(実行委員会の責務)

第32条 実行委員会は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) 商品券の売上金は、換金のために使用すること。
- (2) 商品券の発行、回収及び在庫枚数を記載した記録を残すこと。
- (3) 商品券の保管は、特に厳重に行い、未販売の商品券は、金庫等に保管すること。
- (4) 商品券の盗難、紛失が発生したときは、速やかに盗難、紛失した商品券番号を加盟店に通知すること。
- (5) 大村市の各世帯へ商品券販売案内はがきの送付を行うこと。
- (6) 商品券換金に伴うデータ集計を行うこと。
- (7) 上記各号のほか、商品券事業に必要な運営管理を行うこと。

(紛失等の責務)

第33条 実行委員会の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は、実行委員会の責務とし、損害の補填を行うものとする。

(その他)

第34条 商品券事業についての問い合わせは次のとおりとする。

① 発行事業団体 大村商工会議所
所在地 大村市本町458-2 プラットおおむら4F
電話番号 0957-53-4222

② 発行事業団体 大村市商工振興課
所在地 大村市玖島1丁目25番地
電話番号 0957-53-4111

2 本約款に定めるもののほか、商品券事業の実施に伴い必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 本約款は、令和2年6月4日から施行する。
- 2 令和2年6月25日改定
- 3 令和2年6月30日改定